

水道メーター入札談合損害賠償請求訴訟の高裁判決結果と対応について

本件は、本市が水道メーターのメーカー 3 社に対し入札談合に係る損害賠償の支払いを求めた訴訟ですが、平成 24 年 10 月 11 日に東京高等裁判所から、談合の存在を認めなかった第一審・横浜地裁判決を支持し、本市控訴を棄却する判決が言い渡されました。

この判決内容を精査した結果、最高裁判所への上訴を断念しました。

1 裁判（第一審・控訴審）の経過

- 平成 15 年 7 月 東京都の水道メーター入札参加事業者に対し、公正取引委員会が刑事告発及び排除勧告を行う
- 平成 15 年 11 月 平成 12 年 3 月～14 年 3 月の本市の水道メーター入札において不自然な落札結果が見受けられたため、入札内容について水道局内に外部有識者による調査委員会を設置して調査を開始
- 平成 16 年 11 月 横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起（第一審）
- 平成 22 年 9 月 敗訴のため東京高等裁判所に控訴を提起（控訴審）
- 平成 24 年 10 月 11 日 東京高等裁判所による判決（敗訴）

2 本市の主な主張と東京高等裁判所（控訴審）の判決内容

(1) 本市の主な主張

- ア 東京都水道メーター入札談合は全国的談合であり、その談合に関する合意には本市の入札も含まれていた。
- イ 落札価格の上昇及び落札率の高水準での推移など、間接的事実を総合勘案すれば談合を推認できる。

(2) 東京高裁の判決内容

- ア 主文（要旨） 本件控訴をいずれも棄却する。
- イ 理由（要旨） 東京都の談合の合意に本市の入札が含まれていたという証拠はなく、また、控訴人が主張する間接的事実は別の要因も考えられ、談合の存在を認める明確な根拠となり得ず、証拠が不十分である。

3 最高裁判所への上訴を断念した理由（上訴期限：10月25日）

- (1) 控訴審までに、間接的証拠に基づき考えられる限りの主張はし尽くしており、新たに提出できる証拠もない。
- (2) 最高裁へ上訴できるのは、違憲判決を理由とする場合等に限られている。

<参考>

1 訴訟の概要（第一審・控訴審）

- (1) 談合の対象期間
平成12年3月～14年3月
- (2) 訴えの相手方
愛知時計電機(株)、(株)金門製作所、東洋計器(株)、リコーエレメックス(株)
※リコーエレメックス(株)は第一審中に和解したため、控訴審では除外している。
- (3) 損害賠償請求額
2億2,796万2,000円
- (4) 一部被告との和解
裁判所によりリコーエレメックス(株)との和解勧告があったため、
1,331万5,437円の解決金で和解した。

2 横浜市、神奈川県、川崎市の裁判の状況について

事業体名	横浜市	神奈川県	川崎市
提訴日	平成16年11月19日	平成17年4月27日	平成18年2月8日
契約総額	約7億7,600万円	約5億6,300万円	約3億8,100万円
想定 損害額	約2億2,800万円	約1億2,600万円	約8,200万円
経過	H22. 9. 15 敗訴 (横浜地裁) H22. 9. 29 控訴 (東京高裁) H24. 10. 11 敗訴 (上訴断念)	H21. 7. 16 敗訴 (横浜地裁) H21. 7. 29 控訴 (東京高裁) H22. 5. 28 敗訴 (上訴断念)	H23. 1. 20 敗訴 (横浜地裁) (控訴断念)

3 現在の水道メーターの入札状況等

- (1) 落札率の状況
水道メーターの入札において、訴訟提起後は不自然な落札結果は全般的に見受けられず、適正に入札が執行されている状況となっている。
※平均落札率の変化
訴訟対象期間（H12. 3～14. 3）約93%→直近3か年度分（H22. 3～24. 3）約75%
- (2) 談合防止に向けた仕組みの充実
平成15年度の全市的な入札・契約制度改革を踏まえ、16年度から談合等の不正行為をした場合には、それまでの入札参加を停止する規定に加えて、損害賠償金を課すなどの規定が新たに整備され、談合防止に向けた仕組みの充実が図られている。